長岡市が定める都市計画について

- ・都市計画は、その内容により、長岡市が定める都市計画と、新潟県が定める都市計画に区分されています。
- ・長岡市に提案することができる都市計画は、長岡市が定める都市計画となります。

【都市計画の種類と決定区分】

	長岡市が定めるもの	新潟県が定めるもの
	(長岡市に提案できるもの)	(新潟県に提案できるもの)
土地利用	・用途地域 ・特別用途地区 ・高度地区	・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (都市計画区域マスタープラン)
	・高度利用地区 ・防火地域、準防火地域	・市街化区域と市街化調整区域の区分 ・風致地区(面積 10ha 以上)
	・風致地区(面積 10ha 未満) ・地区計画等 など	など
都市施設	 ・道路(4車線未満の市道) ・公園、緑地、広場(面積 10ha 未満) ・公共下水道(排水区域が長岡市内のもの) ・ごみ焼却場 ・ごみ処理場 ・火葬場 	 ・道路(一般国道、県道、4車線以上の市町村道) ・公園、緑地、広場(面積10ha以上) ・公共下水道(排水区域が2以上の市町村にわたるもの) ・産業廃棄物の処理施設など
市街地開発事業	・土地区画整理事業(面積 50ha 以下) ・市街地再開発事業(面積 3 ha 以下)	・土地区画整理事業(面積 50ha 超) ・市街地再開発事業(面積 3 ha 超)

※「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は、提案できる都市計画の対象外。